

新

5. 関連適用基準

この手引きに関する主な基準・指針類は表 5.1 のとおりである。

表 5.1 関連適用基準 (1)

Table with columns: 分類, 基準・指針類, 発刊期, 発行者, 平成16年度以降の改訂状況, 第1編 総則, 第2編 道路幅員, 第3編 交差点の設計, 第4編 舗装, 第5編 排水・トンネル・加圧, 第6編 交通安全, 第7編 道路性能, 第8編 のり面保護・掘削, 第9編 環境, 第10編 トンネル, 第11編 維持修繕, 第12編 調査

旧

5. 関連適用基準

この手引きに関する主な基準・指針類は表 5.1 のとおりである。

表 5.1 関連適用基準 (1)

Table with columns: 分類, 基準・指針類, 発刊期, 発行者, 平成16年度以降の改訂状況, 第1編 総則, 第2編 道路幅員, 第3編 交差点の設計, 第4編 舗装, 第5編 排水・トンネル・加圧, 第6編 交通安全, 第7編 道路性能, 第8編 のり面保護・掘削, 第9編 環境, 第10編 トンネル, 第11編 維持修繕, 第12編 調査

道路構造の手引き改訂対照表

第 6 編 交通安全
6-104～108

新	旧
<p>8. 道路照明施設</p> <p>8.1 適用範囲 この手引きは、愛知県の道路照明施設に設計に適用する。なお、定めのない事項およびトンネル照明については「LED 道路・トンネル照明導入ガイドライン（案），平成 27 年 3 月，国土交通省」，「道路照明施設設置基準・同解説，平成 19 年 10 月，（社）日本道路協会」，「道路・トンネル照明器材仕様書・同解説（平成 30 年版，一般社団法人建設電気技術協会）」により設計するものとする。</p> <p>8.2 設置場所</p> <p>8.2.1 連続照明 市街部の道路においては，次のいずれかに該当する道路の区間において，必要に応じて道路照明を設置するのがよい。なお，おおむね 25,000 台／日以上の区間を「自動車交通量の多い区間」とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 歩道の利用者が道路を横断するおそれがあり，自動車交通量および歩道等*1の利用者数の多い区間 (2) 車両が車線から逸脱するおそれがあり，自動車交通量の多い区間 (3) 上記以外で連続照明を必要とする特別な状況にある区間 <p>8.3 (略)</p> <p>8.4 照明施設の設計</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 照明方式の選定 ～(4) 連続照明 (略) (5) 局部照明 <ol style="list-style-type: none"> (a) 交差点 (略) (b) 横断歩道 平均路面照度は，横断歩道の前後それぞれ 35m の範囲を対象に 20lx 程度を確保することが望ましく，交通量が少なく，周辺環境が暗い場合においても 10lx 以上を確保することが望ましい。 また，路面の照度分布が不均一になると歩行者等の視認性に影響するため，路面の照度分布はできるだけ均一に保つことが望ましい。 (c) 道路の幅員が急変する場所 ～(e) 歩道等 (略) 	<p>8. 道路照明施設</p> <p>8.1 適用範囲 この手引きは，愛知県の道路照明施設に設計に適用する。なお，定めのない事項およびトンネル照明については「LED 道路・トンネル照明導入ガイドライン（案），平成 23 年 9 月，国土交通省」，「道路照明施設設置基準・同解説，平成 19 年 10 月，（社）日本道路協会」，「道路・トンネル照明器材仕様書（社団法人建設電気技術協会）」により設計するものとする。</p> <p>8.2 設置場所</p> <p>8.2.1 連続照明 市街部の道路においては，次のいずれかに該当する道路の区間において，必要に応じて道路照明を設置するのがよい。なお，おおむね 25,000 台／日以上の区間を「自動車交通量の多い区間」とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 歩道の利用者が道路を横断するおそれがあり，自動車交通量および歩道等*1の利用者数の多い区間 (2) 車両が車線から逸脱するおそれがあり，自動車交通量の多い区間 (3) 上記以外で連続照明を必要とする特別な状況にある区間 <p>8.3 (略)</p> <p>8.4 照明施設の設計</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 照明方式の選定 ～(4) 連続照明 (略) (5) 局部照明 <ol style="list-style-type: none"> (a) 交差点 (略) (b) 横断歩道 平均路面輝度は，横断歩道の前後それぞれ 35m の範囲を対象に 20lx 程度を確保することが望ましく，交通量が少なく，周辺環境が暗い場合においても 10lx 以上を確保することが望ましい。 また，路面の照度分布が不均一になると歩行者等の視認性に影響するため，路面の照度分布はできるだけ均一に保つことが望ましい。 (c) 道路の幅員が急変する場所 ～(e) 歩道等 (略)

第 6 編 交通安全
6-109

新	旧
---	---

8.5 照明用器材

照明用器材の性能、構造及び材料等は「道路・トンネル照明器材仕様書・同解説（平成 30 年版，一般社団法人建設電気技術協会）によるものとする。

(1) 道路照明用ポール

道路照明用ポールの支柱形状は、円形断面で高さ方向に一定のテーパーがついた一律形（S型）と高さ方向に直管とテーパーと直管を組み合わせた可変形（A型）とし、既設ポールとの景観的調和を図る等特別な条件がない限り経済性や耐震性に優れた可変形（A型）を選定するものとする。

(2) 基部形状

- (a) 道路照明用ポールの基部形状はベースプレート式を標準とし、自転車・歩行者の安全性や景観上必要な場合はベースプレートをリブ上端部まで地中に 300mm 埋め込む埋設型を用いることとする。
- (b) 埋設型の地際部については腐食抑制の観点から排水性の高い水切りコンクリートで仕上げ、排水勾配を設けることとし、土砂やアスファルト、インターロッキングブロックなどで覆わないこと。
- (c) 基礎掘削はアースオーガ掘りを原則とする。地下埋設管等，特別な状況にある場合においては手掘り式とすることができる。
- (d) 周囲の状況や埋設物の関係で埋込み深さが限定される場合または橋梁，擁壁等の構造物に設置する場合は個別に設計を行うものとする。

表 0

.1 ポール基礎（ポール支柱形状が可変型の場合）

灯具	灯具高さ	基部処理	型式番号	根入れ長 (mm) (基礎径 φ 500)
1 灯用	8m	露出型	IA 8 B-C	1,400
		埋設型	IA 8.3B-C	1,500
	10m	露出型	IA10 B-C	1,600
		埋設型	IA10.3B-C	1,700
12m	露出型	IA12 B-C	1,900	
	埋設型	IA12.3B-C	1,900	
2 灯用	8m	露出型	TA 8 B-C	1,600
		埋設型	TA 8.3B-C	1,600
	10m	露出型	TA10 B-C	1,800
		埋設型	TA10.3B-C	1,800
12m	露出型	TA12 B-C	2,000	
	埋設型	TA12.3B-C	2,000	

【参考】道路・トンネル照明器材仕様書・同解説（平成 30 年版，一般社団法人建設電気技術協会）

8.5 基礎

(1) 基礎

- (a) 基礎掘削はアースオーガ掘りを原則とする。地下埋設管等，特別な状況にある場合においては手掘り式とすることができる。
- (b) 周囲の状況や埋設物の関係で埋込み深さが限定される場合または橋梁，擁壁等の構造物に設置する場合は個別に設計を行うものとする。

表 8.3 直線ポール基礎

(単位：mm)

	ポール形式	埋込式		ベース式				
		基礎		基礎		アンカーボルト		
		埋設深さ	基礎径	埋設深さ	基礎径	ボルト系	埋設深さ	重量 (kg)
一灯式	8m	1,600	φ 500	1,500	φ 500	φ 25	300	9.60
	10m	2,100		1,700			300	9.60
	12m	2,100		1,900			350	10.37
二灯式	8m	1,700	φ 500	1,700	φ 500	φ 25	300	9.60
	10m	1,900		1,900			300	9.60
	12m	2,100		2,100			400	11.14

【参考】道路設計要領－設計編－ 2014年3月 国土交通省 中部地方整備局 道路部

新

旧

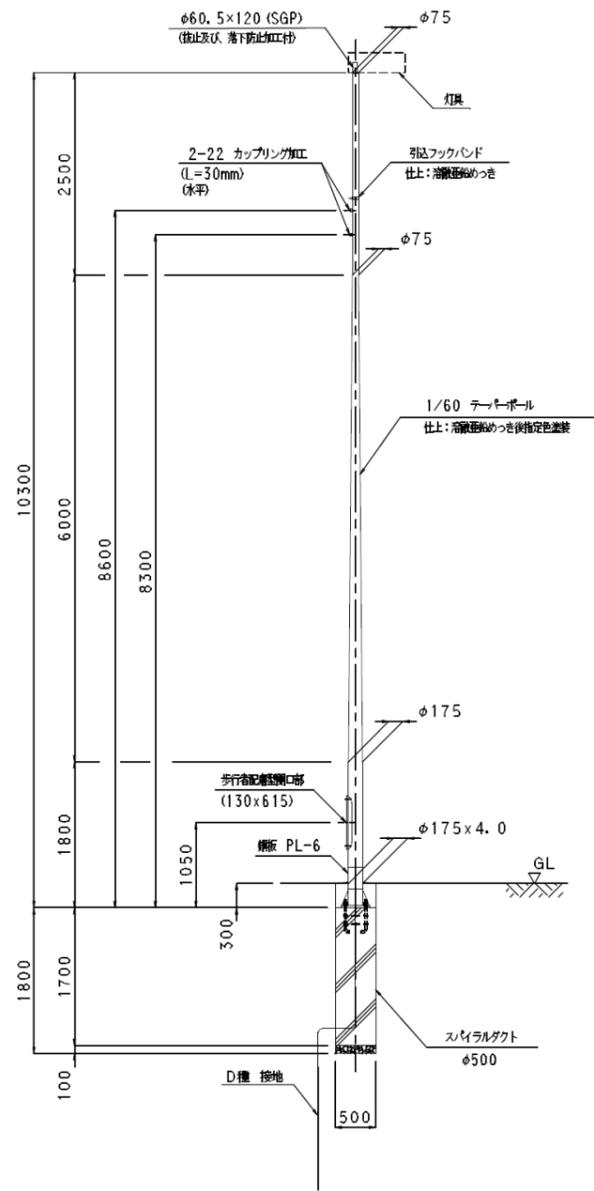


図 8.6.1 道路照明灯 (参考)

注) 図は可変形支柱、灯具高さ10m、ベースプレート式(埋設型)の場合を示す。

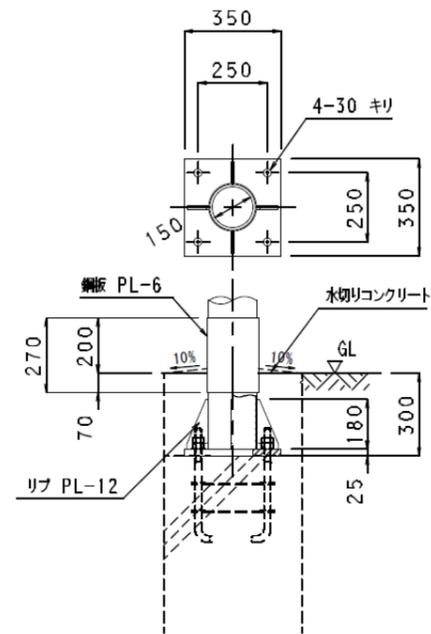


図 8.6.2 ベースプレート詳細図 (参考)

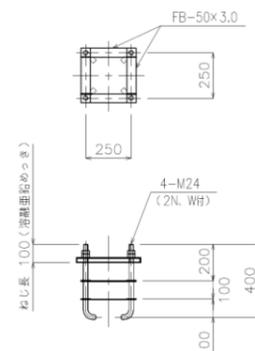


図 8.6.3 アンカーボルト詳細図 (参考)

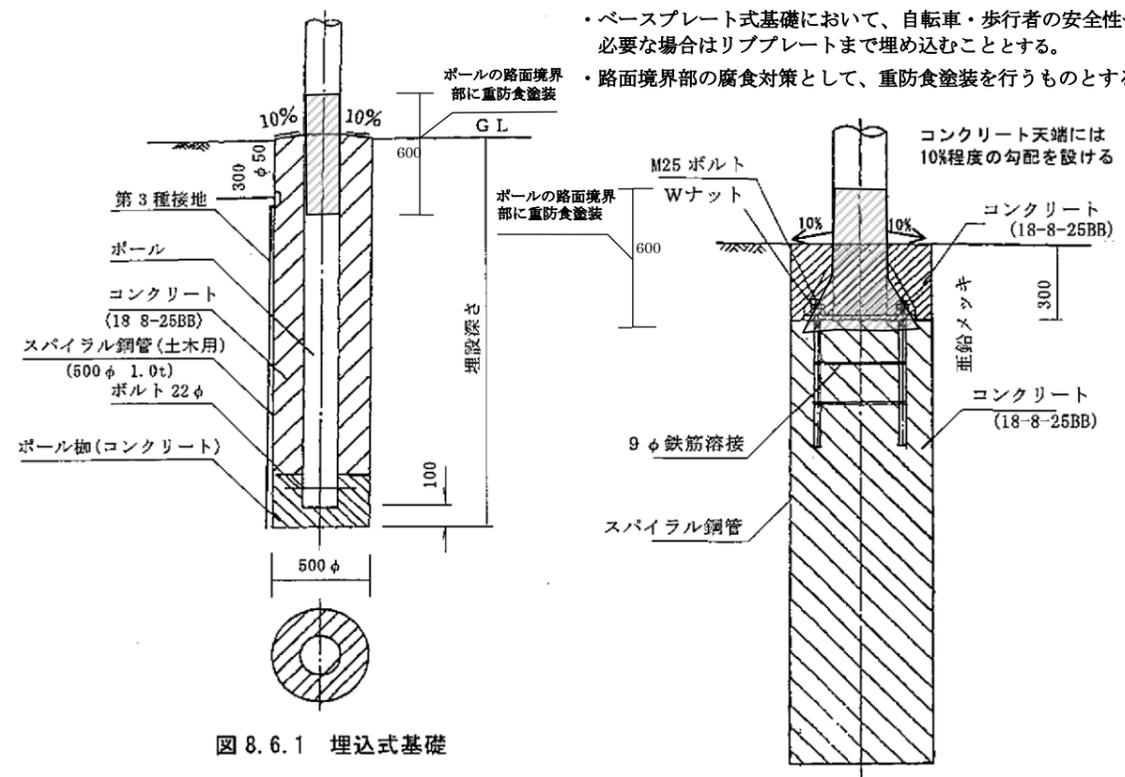


図 8.6.1 埋込式基礎

図 8.6.2 ベースプレート式 (参考)

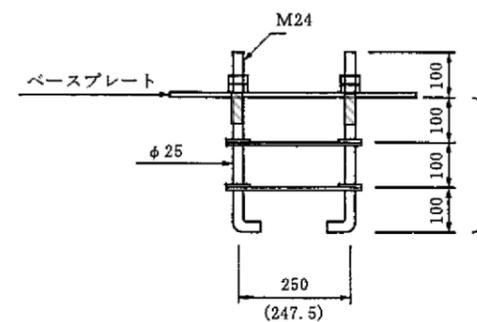


図 8.6.3 アンカーボルト外形図 (参考)

注) 1. 図はポール形式10mの場合を示す。
2. アンカーボルトの間隔 250 は角形ベースプレートの場合 (247.5) は円形ベースプレートの場合を示す。

図 8.9 基礎

・ベースプレート式基礎において、自転車・歩行者の安全性や景観上必要な場合はリブプレートまで埋め込むこととする。
・路面境界部の腐食対策として、重防食塗装を行うものとする。

注) 路面境界部については、腐食抑制の観点から図 8.6.1 及び図 8.6.2 のとおり排水性の高い水切りコンクリートで仕上げ、排水勾配を設けることとし、土砂やアスファルト、インターロッキングなどで覆わないこと。

・リブプレートまで埋め込まない場合は、アンカーボルト(ベースプレート下面から上下30mmの範囲)に重防食塗装を行うものとする。